平成２９年（フ）第３６号
長野市篠ノ井御幣川80番地２　篠ノ井第４団地４棟427号
債務者　塚田さゆり
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９号
長野県中野市大字中野251番地12　谷地際ラウンジハウス103号室
債務者　岸田　三義
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
長野県中野市大字吉田971番地４　三楽荘12号
債務者　小林　　学
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
長野市大字西長野258番地
債務者　酒井　忠敏
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１５号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心216号
債務者　磯部　一芳
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２６号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘５棟707号
債務者　服部　典子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７号
兵庫県姫路市広畑区蒲田４丁目126番地　アメニティ浅見105号
債務者　北田　佳太
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１号
兵庫県加古川市東神吉町升田1693番地の４、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂井234番地の１　シマブン社宅１―208号
債務者　山田幸太郎
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５２号
兵庫県加古川市東神吉町升田1693番地の４、従前の住所兵庫県加古川市野口町坂井234番地の１　シマブン社宅１―208号
債務者　山田　万葉
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１６号
兵庫県姫路市阿保乙323番地　シュロスしらさぎ203号、従前の住所兵庫県姫路市琴岡町289番地３　コーポふくい502号
債務者　小幡　　要（旧姓中塚）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５４号
奈良県生駒市門前町５番４号
債務者　中林　明子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５８号
奈良県奈良市二条大路南３丁目２番５―102号
債務者　伊藤萩子こと　金　　英順
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６０号
奈良県生駒市東新町４番24―305号
債務者　内田　鋭子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６９号
奈良市芝辻町２丁目８番10―203号
債務者　宮本　りか（旧姓漆原）
1　決定年月日時　平成29年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９９号
広島市安佐北区真亀４丁目２番62―1009号
債務者　菱井嘉代子
1　決定年月日時　平成29年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８号
佐賀県伊万里市新天町219番地10　ネコヤナギＢ201号、前住所長崎県松浦市志佐町里免745番地１
債務者　浦川　君子（旧姓江副・林田）
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第３１号
佐賀県伊万里市新天町197番地２　メゾン・ド・オーブＡ102号
債務者　高梨　眞三
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで　佐賀地方裁判所武雄支部